賛助会員入会申込書

公益社団法人茅ヶ崎青年会議所 理事長殿

申込日 　 　　 年　　 月　　 日

———— 賛助会員ご案内 ————

1. 公益社団法人茅ヶ崎青年会議所の趣旨に賛成し、その事業の発展を助成しようとする個人又は団体で賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事長に提出する。
2. 理事長は、入会申込書を確認の上、理事会へ提出、承認を得る。
3. 賛助会員の退会は、所定の退会届を理事長に提出しなければいけない。
4. 賛助会員は、役員として選任できない。
5. 賛助会員は、総会の議決権を有しない。

【反社会的勢力でないことに関する同意】

・自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれに準ずる者又はその構成員

（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

・自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者を

いう。）が反社会的勢力でないこと。

・反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

1. 賛助会員様情報

|  |  |
| --- | --- |
| （フリガナ） |  |
| お名前 （法人登録の場合は企業名） |  |
| （フリガナ） |  |
| 担当者名（法人の場合） |  |
| 郵便番号 | 〒 　　－ |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |
| 電子メールアドレス |  |
| HP の URL |  |
| 入会特典（HPバナー掲載） | □希望する　　　□希望しない |

※連絡先と企業の HP を公開されたくない方は希望しないをチェックしてください。

1. 年会費及び口数内容

◆入会金・会費

入会金 　　　　なし

　　　 年会費 　　　　　　 5，０００円×口数　1口

　　　　※お申込み頂きました口数によります 。

3.口数（申込の口数をご記入下さい。）

申込 　　　 口 （1口５，０００円） ※上限10口となります。

4.お支払方法（下記の口座にお振込み下さい。）

振込先　湘南信用金庫　茅ヶ崎営業部　普通　０１２１６３４

公益社団法人　茅ヶ崎青年会議所

（振込手数料はご負担頂きますよう、お願い致します）

※入会初年度は**お申込書提出月の翌月末日**まで、**翌年以降は毎年２月末日まで**にお振込みをお願い致します。日割り等はございません。

※翌年以降は2月末日までにお振込みが確認できない場合、自然脱会とさせて頂きます。

※お振込みでの受領につきましては、金融機関への振込伝票をもって領収書と代えさせていただきます。

※賛助会員を退会される場合、年会費の返金はございません。

※申込書への虚偽の記載や茅ヶ崎青年会議所の定款、会員資格規定により除名処分となる場合、年会費の返金はございません。

事務局使用欄

|  |  |
| --- | --- |
| 受付 | 事務処理 |
|  |  |

問い合わせ先：公益社団法人茅ヶ崎青年会議所

〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町13-29茅ヶ崎商工会議所内

　 TEL：0467-85-0212 FAX：0467-86-6663